

就学校変更承認基準

- 1 学校教育法施行令第8条に規定する指定校変更について、保護者の申し出により基準表のとおり処理する。
- 2 この基準は、令和7年11月1日から施行する。

※指定校変更に伴う児童生徒の安全面については、保護者が責任を持つものとし、指定校変更に関しては就学する学校運営に支障が無い場合において承認されることとする。

区分	承認要件	対象学年	承認期間	変更可能な学校	提出書類
留守家庭	保護者就労等による日中留守家庭のため、下校後の児童を保護者に代わり、児童からみて三親等以内の血族が身元引受人になるとき。または、児童が下校後学童を利用する場合。 ※指定校区外の学童に預ける場合は、合理的な理由を確認します。	小学校 全学年	就学希望学年の年度末まで	預かり先の所在する通学区域の学校	・就学校変更申請書 ・誓約書 ・勤務証明書または自営業申告書 ・学業に関する身元引受人申出書または児童預かり証明書 ・身元引受人となる方の本人確認書類(運転免許証、保険証等)
市内転居	市内転居で学校区が変わる場合	全学年	卒業まで	在学している学校	・就学校変更申請書 ・誓約書
転居予定	住宅の建築中や購入、賃貸借契約済みにより転居が確実である児童生徒が、転居予定の学校へ前もって就学したい場合(就学希望学年の年度末までに転居が可能な方)	全学年	転居予定月の末日まで	転居予定の住所の指定学校	・就学校変更申請書 ・誓約書 ・建築確認済書 ・下記のいずれか1点 - 工事請負契約書 - 売買契約書 - 賃貸借契約書 ・工程表 ・建築場所の地図
兄弟関係	兄弟が在籍しており、通学や学校と家庭との連絡等の利便性を考え同一学校に通学させることが適当と認められる場合	小中学校 入学時	卒業まで	兄弟が在学している学校	・就学校変更申請書 ・誓約書
指定校変更児童の中学校入学	指定校変更している児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区から入学できる中学校を希望する場合	中学校 入学時	中学校 卒業まで	卒業する小学校区から入学できる指定中学校	・就学校変更申請書 ・誓約書
調整区域	上大謝名区自治会区域に居住しており、大謝名小学校を卒業し、真志喜中学校への入学を希望する場合	中学校 入学時	中学校 卒業まで	真志喜中学校	・就学校変更申請書 ・誓約書
その他	・いじめや不登校等により指定校通学をすることに支障がある場合 ・身体的理由で通学・通院の利便性・安全性の考慮が必要な場合 ・教育長が適当であると認める場合	全学年	理由が存する期間	教育長が相当と認める学校	・就学校変更申請書 ・誓約書 ・理由を証明する書類(医師等の診断書、学校長の所見等)

※「区分:その他」については、保護者は事前に学校及び宜野湾市教育委員会学務課に相談すること。